

支えあい、安全安心に暮らせるまち ～やすらぎづくり～

9 地域医療の安心

1 10年後に目指したい将来像

市民は、地域医療体制や救急体制の充実により、症状や緊急性に応じた最適な医療を受けられています。
市民一人ひとりが積極的に応急手当を実施し救うことができる命が救われ、救急隊と医療機関との連携を含めて救命の連鎖が実現できています。

2 10年後に避けたい三田の状況

- A かかりつけ医を持たず、検査や入院の必要のない人が二次救急医療機関等を直接受診しています。
- B 休日応急診療センターにおける医師・小児科医師等の不足、施設の老朽化等により、一次救急医療が提供できていません。
- C 休日・夜間に必要な診察や入院が受けられません。
- D 医師をはじめとする医療スタッフの不足等により、救急医療を中心とする急性期医療が提供できていません。
- E 応急手当(AEDによる処置等)を必要とする人がいても、自ら手を差し伸べる勇気を持たず、応急手当の実施が進んでいません。
- F 身近な支援者がいない高齢者世帯が増加することで不要不急の救急要請による出動件数が増加し、本当に必要な傷病者への救急出動体制が維持できていません。

3 10年後に目指したい三田の状況

- ① 市民が自身の健康状態に不安を感じた場合、かかりつけ医に相談ができ、必要に応じて検査や治療ができる病院を紹介してもらえます。
- ② 一次救急・小児救急に対応する休日応急診療センターにおける医師が確保され、又、施設等の整備により、安定的な運営が図られています。
- ② 市民が、休日・夜間においても安心して医療が受けられ、必要に応じ適切に二次救急医療機関に紹介してもらえます。
- ③④ 医療スタッフ等が確保され、充実した医療提供体制が整い、救急医療を中心とする急性期医療が提供できています。
- ⑤ 市民が勇気を持って一步を踏み出すことにより協力して応急手当を実施し、救える命を救い、救命率が向上しています。
- ⑥ 不要不急の救急要請の数が抑えられ、適正に救急車が利用されることにより、的確な救急搬送体制が確保できています。

5 成果指標

新規・継続	取り組み	指標名	単位	指標の目指す方向性	累計・単年度	基準値(基準年)	目標値(R8)	指標の算出方法・算出根拠
継続	①	かかりつけ医を持つ人の割合	%	↑	単年度	61.6(R2)	67.0	市民意識調査 第4次総合計画と同様の目標値
継続	④	市民病院の地域連携度:紹介率	%	→	単年度	73(R2)	70.0	初診紹介患者数/初診患者数 地域医療支援病院の承認要件(50%)以上を維持する
継続	④	市民病院の地域連携度:逆紹介率	%	→	単年度	107.3(R2)	100.0	逆紹介患者数/初診患者数 地域医療支援病院の承認要件(70%)以上を維持する
継続	④	市民病院の病床稼働率	%	↑	単年度	71.2(R2)	85.0	年間延べ入院患者数/医療法届出病床数/年間延べ日数
継続	⑤	救急隊到着前の心肺蘇生法実施率	%	↑	単年度	54.9(R2)	60.0	心肺蘇生法実施数/心肺停止傷病者(救急隊が搬送を行った。)
新	⑥	救急車利用の軽症者率	%	→	単年度	39.1(R2)	40.0	救急搬送者の軽症者数/救急搬送者総数(基準年の令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で軽症者の搬送数が前年から大幅減少。)

4 取り組み

市民

- ◆地域医療を有効に活用するために、「かかりつけ医を持つ」、「健康医療相談を積極的に活用する」など、緊急性や症状に応じた医療受診を心がけます。
- ◆適正な救急車の利用に努め、救急医療を意識して積極的な応急手当技術の習得と活用により、大切な人の命をつなぐ意識を高めます。

事業者・団体等

- ◆事業者は地域住民や行政との連携を図りながら、積極的にAEDの設置や応急手当技術の習得に努めます。
- ◆医師会をはじめとする医療機関は、相互に情報交換に努め、適切な地域医療連携を図るとともに、受診者への適切な医療受診の啓発に努めます。

行政

① かかりつけ医や相談窓口の適正な利用の啓発

限りある地域の医療資源を有効に活用するため、医療機関の正しい利用方法や健康医療相談の活用について情報提供し、市民への啓発に努めます。

② 一次救急・小児救急医療体制の安定化

安定した休日診療を実施するため、休日応急診療センターについては、医師の確保に努め、施設の老朽化に対応し計画的に整備を行い維持・充実するとともに、県や神戸市、関係医療機関との連携を強化し、小児救急医療体制の確保を図ります。

③ 地域医療提供体制の確保

兵庫県保健医療計画のもと阪神圏域内及び他圏域と連携し、急性期・回復期・慢性期等の全てのステージにおいて、状態に応じた適切に必要な医療が、この地域で切れ目なく安心して受けることができる体制づくりに取り組みます。

④ 急性期医療の維持・充実

市民病院の経営の安定化及び地域における急性期医療の確保のため、断らない救急、病床稼働率の向上、地域医療連携の推進に取り組むとともに、救急医療を中心とする急性期医療を将来に亘って維持・充実させるため、市民病院改革プランの推進に努めます。

⑤ 救命意識の高揚と救急体制の充実・強化

市内小学校の5年生を対象として「命をつなぐ授業」を実施し、年少期から命の大切さと救える命があること、一人ひとりが出来ることへの意識を高めます。併せて、救急需要の増大化に対応するため、救急隊の増隊・専任化や医療機関と連携した救急ワークステーションの運用など、高度救急体制の構築を図ります。

⑥ 福祉担当部局との連携

救急出動要請時に救急隊が気付いた情報を福祉担当部局と共有し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等での支援の必要性を早期に把握し、適切な支援につながるよう対応します。

◆主要な条例・規則◆

三田市休日応急診療センター条例

◆関連計画◆

三田市消防計画、三田市民病院改革プラン